

一般社団法人 日本教育心理学会  
ハラスメント防止委員会規程

2011年5月22日制定  
2013年4月1日法人化に伴い改定  
2016年1月24日改定

1. 日本教育心理学会ハラスメント防止ガイドラインの趣旨に則り、ハラスメントの防止・対応策の実施のために、日本教育心理学会ハラスメント防止委員会を設ける。
2. 本学会ハラスメント防止委員会は、次の各項にあたる委員と専門委員をもって構成する。
  - (1) 理事会から選出された理事 2名
  - (2) 理事会で選出し、社員総会の承認を得た、理事以外の社員 3名
  - (3) 理事会で選出された会員若干名
  - (4) 本学会が委嘱する専門委員 1名

(1), (2), (3)の委員には、原則として男女とも少なくとも 2名以上の委員が含まれるようにする。

(1), (2)の委員の任期は、理事・社員の任期の終了時までとする。ただし、後任の委員が選出されるまでは、引き続きその任に当たるものとする。(3)の委員の任期は4月から3年とする。(4)の専門委員の任期は、本学会が委嘱する期間とする。

委員長と副委員長の選出は、(1), (2), (3)の委員の互選によるものとする。
3. 本学会ハラスメント防止委員会の任務は、本学会ハラスメント防止ガイドラインの第4項にある防止・対応策を実施することにある。実施の具体策に関しては、別途細則に定める。